

江戸川区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

江戸川区奨学資金貸付条例（昭和三十四年四月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

奨学金は、前条に規定する資格を有する者に対し貸し付けるものとし、当該額は、年額七十二万円の額の範囲内で区長が定める。

第三条第二項中「十万円」を「五十万円」に改める。

第六条第一項中「二人」を「一人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

未来ある子どもたちの進学を保障するために奨学金の貸付額を増額するとともに、実態に合わせて連帯保証人の数的要件を緩和する必要があるので、本案を提出いたします。